

令和8年3月18日

一宮市業者指名審査事務取扱要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

一宮市長 中野正康

一宮市訓令第1号

一宮市業者指名審査事務取扱要綱の一部を改正する訓令  
一宮市業者指名審査事務取扱要綱(昭和42年一宮市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第1(第8条関係) 建築一式工事の等級別発注基準 【別記1 参照】	別表第1(第8条関係) 建築一式工事の等級別発注基準 【別記1 参照】
別表第2(第8条関係) 土木一式工事の等級別発注基準 【別記2 参照】	別表第2(第8条関係) 土木一式工事の等級別発注基準 【別記2 参照】
別表第3(第8条関係) 専門工事(舗装、塗装、水道施設工事、 下水道工事、造園工事、防水工事、電気 工事、管工事、とび・土工・コンクリー ト工事、機械器具設置工事及び解体工事 を除く。)の等級別発注基準 【別記3 参照】	別表第3(第8条関係) 専門工事(舗装、塗装、水道施設工事、 下水道工事、造園工事、防水工事、電気 工事、管工事、とび・土工・コンクリー ト工事、機械器具設置工事及び解体工事 を除く。)の等級別発注基準 【別記3 参照】
別表第4(第8条関係) 舗装工事の等級別発注基準 【別記4 参照】	別表第4(第8条関係) 舗装工事の等級別発注基準 【別記4 参照】
別表第5(第8条関係) 塗装工事の等級別発注基準 【別記5 参照】	別表第5(第8条関係) 塗装工事の等級別発注基準 【別記5 参照】
別表第6(第8条関係) 水道施設工事の等級別発注基準 【別記6 参照】	別表第6(第8条関係) 水道施設工事の等級別発注基準 【別記6 参照】
別表第7(第8条関係) 下水道工事の等級別発注基準 【別記7 参照】	別表第7(第8条関係) 下水道工事の等級別発注基準 【別記7 参照】
別表第8(第8条関係) 造園工事の等級別発注基準 【別記8 参照】	別表第8(第8条関係) 造園工事の等級別発注基準 【別記8 参照】
別表第9(第8条関係)	別表第9(第8条関係)

<p>防水工事の等級別発注基準 【別記9 参照】</p> <p>別表第10(第8条関係) 電気工事の等級別発注基準 【別記10 参照】</p> <p>別表第11(第8条関係) 管工事の等級別発注基準 【別記11 参照】</p> <p>別表第12(第8条関係) とび・土工・コンクリート工事の等級別発注基準 【別記12 参照】</p> <p>別表第13(第8条関係) 機械器具設置工事の等級別発注基準 【別記13 参照】</p> <p>別表第14(第8条関係) 解体工事の等級別発注基準 【別記14 参照】</p>	<p>防水工事の等級別発注基準 【別記9 参照】</p> <p>別表第10(第8条関係) 電気工事の等級別発注基準 【別記10 参照】</p> <p>別表第11(第8条関係) 管工事の等級別発注基準 【別記11 参照】</p> <p>別表第12(第8条関係) とび・土工・コンクリート工事の等級別発注基準 【別記12 参照】</p> <p>別表第13(第8条関係) 機械器具設置工事の等級別発注基準 【別記13 参照】</p> <p>別表第14(第8条関係) 解体工事の等級別発注基準 【別記14 参照】</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

等級	発注基準
A	1.8億円以上
B	5,500万円以上1.8億円未満
C	5,500万円未満

改正案

等級	発注基準
A	<u>2億円</u> 以上
B	<u>6,100万円</u> 以上2億円 未満
C	<u>6,100万円</u> 未満

【別記2】

現行

等級	発注基準
A	6,000万円以上
B	1,300万円以上6,000万円未満
C	1,300万円未満

改正案

等級	発注基準
A	5,000万円以上
B	1,500万円以上5,000万円未満
C	1,500万円未満

【別記3】

現行

等級	発注基準
A	3,500万円以上
B	400万円以上3,500万円未満
略	

改正案

等級	発注基準
A	3,900万円以上
B	400万円以上3,900万円未満
略	

【別記4】

現行

等級	発注基準
A	1,800万円以上
B	1,000万円以上1,800万円未満
C	1,000万円未満

改正案

等級	発注基準
A	2,000万円以上
B	1,100万円以上2,000万円未満
C	1,100万円未満

【別記5】

現行

等級	発注基準
A	6,000万円以上
B	400万円以上6,000万円未満
略	

改正案

等級	発注基準
A	6,600万円以上
B	400万円以上6,600万円未満
略	

【別記6】

現行

等級	発注基準
A	3,000万円以上
B	1,800万円以上3,000万円未満
C	1,800万円未満

改正案

等級	発注基準
A	3,300万円以上
B	2,000万円以上3,300万円未満
C	2,000万円未満

【別記7】

現行

等級	発注基準
A	5,500万円以上
B	3,000万円以上5,500万円未満
C	3,000万円未満

改正案

等級	発注基準
A	6,100万円以上
B	3,300万円以上6,100万円未満
C	3,300万円未満

【別記8】

現行

等級	発注基準
A	3,500万円以上
B	600万円以上3,500万円未満
C	600万円未満

改正案

等級	発注基準
A	3,900万円以上
B	660万円以上3,900万円未満
C	660万円未満

【別記9】

現行

等級	発注基準
A	6,000万円以上
B	400万円以上6,000万円未満
略	

改正案

等級	発注基準
A	6,600万円以上
B	400万円以上6,600万円未満
略	

【別記10】

現行

等級	発注基準
A	2,000万円以上
B	400万円以上2,000万円未満
略	

改正案

等級	発注基準
A	2,200万円以上
B	400万円以上2,200万円未満
略	

【別記11】

現行

等級	発注基準
A	3,000万円以上
B	400万円以上3,000万円未満
略	

改正案

等級	発注基準
A	3,300万円以上
B	400万円以上3,300万円未満
略	

【別記12】

現行

等級	発注基準
A	3,500万円以上
B	400万円以上3,500万円未満
略	

改正案

等級	発注基準
A	3,900万円以上
B	400万円以上3,900万円未満
略	

【別記13】

現行

等級	発注基準
A	4,500万円以上
B	400万円以上4,500万円未満
略	

改正案

等級	発注基準
A	5,000万円以上
B	400万円以上5,000万円未満
略	

【別記14】

現行

等級	発注基準
A	3,500万円以上
B	400万円以上3,500万円未満
略	

## 改正案

等級	発注基準
A	3,900万円以上
B	400万円以上3,900万円未満
略	

## 付 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和8年3月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の一宮市業者指名審査事務取扱要綱の規定は、令和8年4月1日以後に契約を締結するものについて適用し、同日前に契約を締結するものについては、なお従前の例による。